

「豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置に係る要請」について

本会では、令和2年11月に「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」を設置し、豚熱の防疫をはじめとした感染症に関する防疫対策について検討を進めている。令和5年1月23日に開催された第3回委員会において、豚熱の予防的ワクチン接種の実施に当たっては、獣医師の診察に基づき可能な限り具体的な指示が行われるとともに、今後は農場管理獣医師がワクチン接種の指示を含め農場指導業務を一元的に担うべく、農林水産省に対して要請を行うよう、本委員会において公益社団法人岐阜県獣医師会石黒利治会長（当時）から提案があった。このたび以下のとおり要請を行ったので、ここに紹介する。

5日獣発第75号
令和5年6月19日

農林水産省消費・安全局長
森 健 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置について (要 請)

日頃から、獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

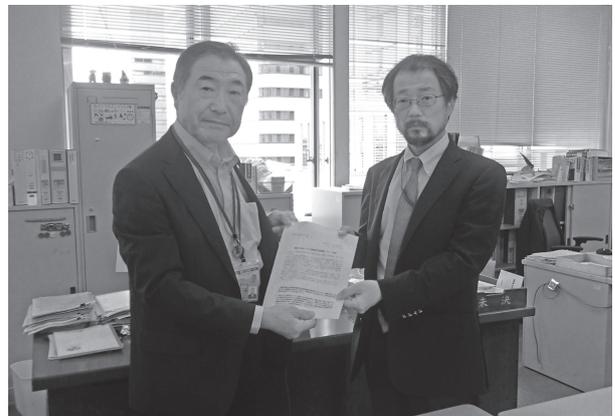
さて、「特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（豚熱）」（令和4年12月23日付け4消安第5192号農林水産省消費・安全局長通知）が発出され、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）が一部改正されたことに伴い同疾病に係る留意事項が改正されました。防疫指針においては「家畜防疫員又は知事認定獣医師が登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示を行う場合は、診察を行った上で、（中略）豚熱ワクチン接種票を交付」とされています。

本会は、令和2年11月に本会内に「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」を設置し、わが国における豚熱の防疫対応、アフリカ豚熱の侵入防止策等について検討してきました。同委員会では今般の通知等による貴省からの協力要請を受け、養豚農場等における具体的な防疫対応等について検討を行っています。

つきましては、同委員会における検討結果を踏まえ、下記のとおり要請いたしますので、豚熱、アフリカ豚熱等に対する防疫体制の充実・強化に一層ご尽力されますよう、よろしくお願いたします。

記

- 1 家畜防疫員又は知事認定獣医師が登録飼養衛生管理者に行うワクチン接種の指示、豚熱ワクチン接種票の交付等を行う際には、豚熱防疫に万全を期すため、可能な限り具体的な指示等を行うよう県に指導すること。
- 2 今後における豚熱及びアフリカ豚熱に係る防疫体制の一層の充実・強化に資するため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準において、農場ごとに定めることとされている担当の獣医師等を「農場管理獣医師」と位置付け、1のワクチン接種の指示等、飼養衛生管理基準の遵守、家畜保健衛生所への適正な報告、要指示医薬品の慎重使用等に対する指導業務を当該農場管理獣医師に一元化すること。
- 3 旅行客等による我が国への畜産物の不法持ち込みを防止するため、家畜防疫官の増員、動物検疫探知犬の大幅増頭等の輸入検疫措置を強化するとともに、アジア各国をはじめアフリカ豚熱、口蹄疫等の発生国に対し、水際検疫の強化や出国者に対する適切なアナウンス等を行うよう要請すること。



右から、沖田賢治農林水産省消費・安全局動物衛生課長、境 政人副会長兼専務理事